

平成24年 4月1日

堺市長 竹山 修身 様

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会

委員長 杉 本 壽

意見書

地方独立行政法人堺市立病院機構に係る業務方法書、中期計画及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項、同第26条第3項及び同第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第22条第1項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。
- 2 法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおり認可することが適当である。
- 3 法第56条第1項において準用する第48条第2項の規定に基づく役員の報酬等の支給基準については、意見の申し出はない。

以上